一定の病気等に該当することを理由として 運転免許の取消処分を受けた方で 免許の再取得を希望される方

② 事前相談

対 象 者	◎ 一定の病気等に該当することを理由として、運転免許の取消処分を 受けた方で、診断書等により一定の病気等に関する症状の回復が認め られる方(運転免許の取消処分を受けた日から起算して3年を経過しない方に限ります。)※ 秋田県内に住所のある方のみが対象です。
事前相談	◎ 免許を受けることができない期間(欠格期間)が経過し、かつ、症状の回復が認められる方は、事前に運転免許センター行政処分係(#8080又は018-824-0660)へご相談ください。※ 秋田県公安委員会指定の診断書の提出について、連絡があります。

◎ 免許の再取得

事前相談の結果、免許の再取得が可能となった方の手続は、 次のとおりです。

試験内容	◎ 学科試験及び技能試験が免除となります。(適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。)※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
受付時間	月曜日〜金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午後1時〜午後1時50分(午前の受付は、ありません。)
場所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター(〒010-1606)
必要書類等	○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 1枚(縦3㎝×横2.4㎝、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ○ 本籍(国籍)の記載された住民票 ○ マイナンバーカード、健康保険証(資格確認書等含む)、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証などが本人確認のための書類となります。 ○ 診断書(秋田県公安委員会が指定した用紙のもの) ○ 運転免許取消処分通知書 ○ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 - 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 - 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書 - 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書 - 15歳以上の方は、高齢者講習終了証明書 - 15歳以上の方は、高齢者講習終了証明書 - 15歳以上の方は、高齢者講習終了証明書 - 15歳以上の方は、高齢者講習終了証明書 - 15歳以上の方は、高齢者講習終了証明書 - 15歳以上の方は、高齢者講習終了証明書の提出も必要となります。) ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からない場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。

注意事項	 ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍(国籍)の記載されたものを準備してください。(「本籍(国籍)省略」のものは、申請を受理できません。) ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。 ○ 講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効(優良講習の方はゴールド)」の免許証が交付されます。

◎ 申請手数料、講習手数料

申請手数料	全 免 種	1, 950円 (申請免種ごとに必要です。)
講習手数料	優良講習500円、-	-般講習800円、初回・違反講習1,400円

◎ 交付手数料等

合格時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ		運転免許証とマイナ免許証の 両方
交付手数料	2, 350円	1,550円		2, 450円
併記手数料	1 免種につき		200	円ずつ加算

◎ お問合せは

- ・ 一定の病気等に関すること #8080又は018-824-0660 行政処分係まで
- · 運転免許試験に関すること 018-862-7570 試験係まで